

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

与謝野町の人口は、第2次世界大戦後から第2次ベビーブーム（昭和46年～昭和49年）が終わるまで人口が微増で推移し、その後、人口減少が始まり、年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）ともに減少が続く一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けて来ましたが、平成27年をピークに減少に転じ、今後も減少が続くと考えられます。

こうした人口減少下においても持続可能なまちをつくるため、平成72年（2060年）以降に「16,000人」前後で人口が落ち着く「おおむね維持」を本町の長期的目標として掲げています。

主な産業はこれまで、丹後ちりめんを主力とした織物業が基幹産業として地域経済を牽引してきた歴史が長く、織物業の隆盛とともに生活に密着した商業サービス業などが営まれてきましたが、ライフスタイルの多様化や海外からの輸入織物の増加などにより、現在では、事業所数・生産量・製造品出荷額とともに大幅な減少となっています。

産業別にみると第1次、第2次産業就業者の割合が減少の一途をたどり、第3次産業、とりわけ医療・福祉分野を中心としたサービス業へ以降しつつあります。令和2年の国勢調査による就業者数は、製造業（2,329人）への就業者が最も多く、次いで医療・福祉（1,768人）、卸売業・小売業（1,546人）、建設業（1,031人）と続いています。

国勢調査による全就業者数は、平成17年の13,036人から令和2年で10,868人となっており、15年間で2,168人減少しています。

また、経済センサス基礎調査による事業所数は、平成21年の2,105事業所から令和元年の1,642事業所へ減少しています。規模別にみると全体に占める小規模事業所の割合は約95%です。

このような現状を踏まえ、人口減少、少子高齢化、労働力不足、働き方改革等への対応の厳しい事業環境を乗り越えるため、生産性向上に向けた先端設備等の導入促進が求められています。

(2) 目標

社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興に適切な施策を推進していくため「与謝野町中小企業振興基本条例（平成24年4月1日施行）」を制定し、従来からこのまちを支えてきた産業と新たな産業が連携を図るとともに、町民は消費者とし

て経済循環の一翼を担うことにより、「まちぐるみ」で地域循環型経済の構築を目指してきました。なお、令和4年12月28日付けで、与謝野町中小企業振興基本条例の一部改正を行い、社会や地域産業の構造変化、コロナ禍などの予測できない災害についての言及や、未来思考の言葉を盛り込むことで、特に若い世代に対して関与を強め、町民全体で認識して町内事業者を支援するものに改正を行いました。

住民、事業者及び行政がそれぞれの立場で持てる経験と技術、発想力を駆使して技術革新を起こして、地域経済を発展させ働く場を確保していく必要があります。

基幹産業である織物業や製造業を中心に新商品開発や自社ブランドの取組み、観光との連携や海外を含めた販路開拓、品質の向上や労働力不足への対応などの取組みを強力に進める必要があります。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とするとともに、生産体制の拡充による人材育成並びに人材不足の解消など波及効果にも期待したい。

2 先端設備等の種類

あらゆる業種に生産性向上に向けた先端設備の導入を促進させるため、先端設備等の種類を限定することなく、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

管内に大規模な工業団地や商業集積地域がなく、中小企業者が点在していることから、本計画の対象区域は町内全域とする。



(2) 対象業種・事業

基幹産業である織物業をはじめとする製造業のほか、商業、建設業、サービス業などすべての業種・事業を対象とすることで、中小企業者の設備投資を促進させ、新しい産業の創出、雇用拡充、事業収益の増加、所得環境の改善等を一体的に進める。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月19日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの並びに町税等の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況を報告することとする。